

*年齢計算の基準日：申請日が7月～12月の場合は、前年の12月31日時点
申請日が1月～6月の場合は、前々年の12月31日時点

記載上の注意

- 1 「世帯構成」の欄には、未熟児と世帯及び生計を同一にしている人全員を記載してください。
また、世帯構成員の年齢が 18 歳以下の場合は、扶養者の氏名を記載してください。
- 2 「その他の扶養義務者」の欄には、上記以外で現に未熟児本人に対して扶養している人がいる場合にのみ記載し、その人の住所を記入してください。
- 3 世帯構成員の中に未熟児本人以外の未熟児が養育医療の給付を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- 4 扶養義務者（※）の階層区分決定に必要な次の書類を添付してください。ただし、公簿等により確認できる場合には、関係書類を省略できます。
（※「扶養義務者」とは、父、母、祖父母、養父母、兄弟姉妹その他家庭裁判所により扶養の義務が負わされた叔父伯母等民法第 877 条に定められている人をいいます。）
 - （1）市町村民税（均等割・所得割）の課税状況がわかるもの
 - （2）生活保護受給世帯であることがわかるものなお、市町村民税については、配当控除、住宅取得控除、寄附金控除、ふるさと納税にかかる控除等は認められません。